

## 宇和島市告示第 6 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 10 項の規定に基づき、認可した地縁団体を下記のとおり告示する。

令和 8 年 1 月 22 日

宇和島市長 岡原 文彰

### 記

イ 名 称	花組自治会
ロ 規約に定める目的	本会は、次に掲げる地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。 (1) 会員相互の親睦に関する事 (2) 回覧板の回付等住民相互の連絡・調整に関する事 (3) 美化・清掃等環境整備に関する事 (4) 防災、防犯及び交通安全に関する事 (5) 集会施設その他の資産の維持管理及び運営に関する事 (6) 文化活動に関する事 (7) その他会の目的達成に必要な事業
ハ 区 域	宇和島市吉田町白浦のうち畦屋三つ尾西側の区域
ニ 事 務 所	宇和島市吉田町白浦 2904 番地 1 花組集会所内
ホ 代 表 者 の 氏 名 及 び 住 所	氏名 原田 雄 住所 宇和島市吉田町白浦2772番地
ヘ 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無 並びに職務代行者の選任の有無	職務執行の停止の有無 無 職務代行者選任の有無 無
ト 代 理 人 の 有 無	無
チ 規約での解散の規定 (有の場合の事由)	有（地方自治法第 260 条の 20 の規定による）
リ 認 可 年 月 日	令和 8 年 1 月 22 日